平成２４年（フ）第１７６１号
横浜市磯子区岡村４丁目25番41号　コーポ梅205号
債務者　工藤　雅敏
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月14日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７９５号
横浜市旭区中白根２丁目18番８号　ハイツウィステリアA201
債務者　宮崎　珠理
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月14日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７９７号
横浜市南区二葉町１丁目１番地　杉原ビル304
債務者　丸山　英治
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月14日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８０７号
横浜市戸塚区下倉田町1167番地　日立下倉田荘C棟102号
債務者　竹之内清一
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月14日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８１１号
横浜市磯子区上中里町891番地１
債務者　窪田　　肇
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月14日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８２９号
神奈川県鎌倉市腰越925番地
債務者　松本　慧子
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月14日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９２４号
横浜市西区境之谷82番地１　アーバンヒルズ西横浜106号
債務者　山田　武志
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月14日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３１１号
北海道上川郡上川町字東雲1524番地１
債務者　中川　翔平
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月５日午後１時10分　旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８８１号
東京都八王子市大和田町３－８－13リブリ・オルタンシアⅢ204号室、住民票上の住所東京都八王子市八日町９番10－1201号
債務者　森田　宏幸
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月15日午後３時30分　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１７６８号
横浜市磯子区岡村４丁目31番９号
債務者　上野平靖子（旧姓小川・大場）
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月16日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８９５号
横浜市南区清水ケ丘20番地13　エクセルハイム清水ヶ丘405
債務者　河上　廣江
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月16日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８３７号
東京都小平市津田町３丁目35番12号ふじハイム207号
債務者　石川　正孝
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月16日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２１１号
岡山市北区学南町２丁目６番14号
債務者　齋藤　文恵
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月６日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３４７号
岡山市北区鹿田町１丁目６番16号　第２ファーストビル701号室、旧住所岡山市南区豊浜町８番37号　ラパルテール豊浜弐番館207号
債務者　若林　由武
1　決定年月日時　平成24年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月５日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４２７号
岡山市中区平井1130番地17
債務者　佐藤　三郎（旧姓榊原）
1　決定年月日時　平成24年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月30日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部